



2019年4月26日

各 位

会社名 株式会社 M A R U W A  
代表者 代表取締役社長 神戸 誠  
(コード番号 5344 東証・名証第1部)  
問合せ先 取締役管理本部長 及位 環  
(TEL 0561-51-0839)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月25日開催予定の当社第46期定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、取締役の職務の執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものです。

##### (2) 移行の時期

2019年6月25日開催予定の当社第46期定時株主総会において、移行に必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款変更

##### (1) 定款変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に係る規定の新設、監査役会及び監査役に係る規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設を行うものです。
- ②監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものです。
- ③その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2019年6月25日（火曜日）

定款変更の効力発生日（予定） 2019年6月25日（火曜日）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第 8 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>11 名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 7 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10 名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5 名</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 22 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前ま</p>	<p><u>以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 21 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p>

現行定款	変更案
<p>でに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤</p>
<p>(新設)</p>	<p>の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日</p>
<p>(新設)</p>	<p>前までに各監査等委員に対して発する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>ただし、緊急の必要があるときは、この</p>
<p>(新設)</p>	<p>期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、</p>
<p>(新設)</p>	<p>招集の手続を経ないで監査等委員会を開</p>
<p>(新設)</p>	<p>催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令また</p>
<p>(新設)</p>	<p>は本定款のほか、監査等委員会において</p>
<p>(新設)</p>	<p>定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月</p>	<p>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459</p>
<p>31 日とする。</p>	<p>条第 1 項各号に定める事項については、</p>
<p></p>	<p>法令に別段の定めがある場合を除き、取</p>
<p></p>	<p>締役会の決議によって定めることができ</p>
<p></p>	<p>る。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第 35 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p>当社は、第 46 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>